



担当地域の包括支援センターへお電話ください!

名称	所在地	電話番号	担当地域
東部地域包括支援センター やしお苑	南川崎210-1	998-8895	二丁目、木曾根、南川崎、伊勢野、八潮1～7丁目
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	緑町1-23-8 (グループホーム八潮内)	994-5562	小作田、松之木、中馬場、上馬場、西袋、柳之宮、南後谷、中央1～4丁目、緑町1・2・4丁目、八潮8丁目
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	大原455	999-7717	大瀬、古新田、圻、大原、浮塚、大曾根
北部地域包括支援センター やしお寿苑	八條294-4	930-5123	八條、鶴ヶ曾根、八潮団地、伊草、伊草団地、新町、緑町3・5丁目

問 健康増進課 ☎995・3381

市では、平成19年10月1日から地域包括支援センターを市内4カ所で開設しています。
この地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんが、いつまでも健康やかに住みなれた地域で安心した生活ができるよう、保健、医療、福祉、介護などのアドバイスや支援を行う相談窓口です。ぜひ、ご利用ください。

高齢者やその家族の方々の総合相談窓口
地域包括支援センターをご利用ください



「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りましょう! — 八潮市環境基本条例制定 —

市、市民および事業者が共に力を合わせて、人と自然が共生できる良好な環境を保全および創造し、環境への負荷の削減を推進し「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていくために「八潮市環境基本条例」を制定しました。

問 環境課 ☎(内)338

この条例の主な内容は、市が行う環境保全施策の「目的」「定義」「基本理念」「市、市民、事業者の役割」「環境基本計画の策定」などです。

基本理念

④地球全体の環境とのかかわりを考慮し、市、市民、事業者が自らの問題として捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において推進する。

なお、この条例は、平成20年4月1日から施行されます。

市の責務

・事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる。

目的

環境の保全等について基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ

①環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
②自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努める。

市民の責務

①環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。
②環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する。

環境基本計画の策定

条例に基づき、環境保全等の総合的、計画的な施策の推進のため平成21年3月までに環境基本計画を策定する予定です。基本計画では、環境の保全等に関する長期的な目標および施策の方針、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

また、策定に当たっては、市民の皆さんのご意見を伺うため、パブリックコメントなどを実施する予定です。

①事業活動を行うに当たり、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適切に保全するために必要な措置を講ずる。
②環境の保全上の支障を防止するため物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たっては、次